

綾瀬市人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に不足する人工透析医療機関が行う市民の医療の確保及び利便性の向上を図るために必要な人工腎臓装置の導入に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる補助事業者は、市内に不足する人工透析医療機関を新たに開設し、かつ、新たに人工腎臓装置を導入する者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に定める基準により算出された額とし、4,000万円を限度とし、予算の範囲内で定める。

2 補助金は10万円単位とし、10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請期限)

第4条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、人工腎臓装置購入予定日の30日前までとする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 人工透析医療機関の概要がわかる書類
- (2) 人工腎臓装置の概要がわかる書類
- (3) 人工腎臓装置の見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第6条 規則第7条に規定する通知は、人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金変更（中止・廃止）承認申

請書（第2号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載して関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（実績報告の提出期限）

第9条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、人工透析医療機関開設後30日以内とする。

（実績報告の添付書類）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 人工腎臓装置の購入・設置に係る契約書の写し
- (2) 診療所開設許可証の写し
- (3) 人工透析医療機関及び人工腎臓装置の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助事業者の責務）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本事業の目的を深く認識し、市民が身近で、安心して医療が受けられるよう、本市と連携して地域医療に貢献しなければならない。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市が人工透析医療機関の利用状況等に関する資料の提供・作成を求めたときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、10年間保存するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	人工腎臓装置の購入・設置に係る費用
補助率	2分の1

第1号様式（第6条関係）

人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請があった綾瀬市人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

第2号様式（第8条関係）

人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾瀬市長宛

申請者 所在地
名称
代表者

印

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市人工透析医療機関人工腎臓装置導入事業費補助金に係る事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類